

第4期第4回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成29年7月26日(水)午前9時30分から10時50分
- 2 場所 区役所 庁議室
- 3 出席委員 金杉委員、森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、
田中委員、北川委員、松本委員、安部井委員、鈴木委員、
栗原委員、中村委員、林委員、村塚委員、古畑委員、増坪委員、
蔵方委員、菊池委員、藤巻委員
(以上19名)
※欠席 高橋委員、石野委員、出口委員
- 4 傍聴者 2名
- 5 配布資料
 - ① 資料1 第4期(平成29年度)練馬区障害者地域自立支援協議会
委員名簿
 - ② 資料2 第4期(平成29年度)練馬区障害者地域自立支援協議会
区職員出席者名簿
 - ③ 資料3 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱
 - ④ 資料4 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について
 - ⑤ 資料5 練馬区における地域生活支援拠点の整備について
 - ⑥ 資料6 障害者虐待への対応状況について
 - ⑦ 参考1 練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画
進捗状況の報告について
 - ⑧ 参考2 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に係る国の基本方針
(概要)
 - ⑨ 参考3 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に係る
団体ヒアリングの報告書
 - ⑩ 参考4 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画策定に向けて

○副会長

本日、会長が不在のため、代わりに司会を務めます。

相模原「やまゆり園」の事件から1年が経過し、テレビや新聞で遺族の人たちが亡くなった障害者の方への思いを語ったり、犯人の心境や考えを紹介する報道がなされて、改めて大変な事件だったと感じました。

特に思ったのは、犯人は小さい頃から障害者のケアに関心を持ち、実際に施設で障害者の人たちのお世話を3年ぐらいしている。そういう人があのような思想を持って事件を起こすということは、これは大変なことだと思いま

した。社会そのものの問題を、社会の人たちと考える。全体を直視して向き合い、変えていくという、障害者に生きる権利を確保していくことは並大抵のことではないと、痛切に感じました。

この協議会も本当に大事だと思いますので、よろしくお願いします。

本日の主な議題は、障害福祉計画のことになります。では、まず事務局から事務連絡をお願いします。

○障害者施策推進課長

新年度の人事異動による委員の変更がございましたので、5名の方についてご紹介させていただきます。

(新しい委員の紹介)

続きまして、区側の人事異動について、お知らせさせていただきます。

(区側職員紹介)

事務局からの連絡事項は以上でございます。よろしく願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って進めます。今日は次期障害福祉計画、障害児福祉計画の策定についての協議を行います。これまで区内の障害者団体からのヒアリング、4つの専門部会での意見交換等を行ってきました。その報告を受けてから、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局

資料4の説明

○副会長

それでは、これから皆さんにご意見をいただいて、全体会としての意見をまとめて、最終的な意見書を作成していきたいと思います。皆さまからのご意見をお願いします。

○委員

地域移行に関して、全国的にも施設入所者は重度化しており、地域移行の目標値を下げるという話がありました。重度化しても、どのようなきめ細かい支援をすれば地域に移行できるか、そういう問題が同時に出てこないか、数値を下げるだけでは、ある意味重度の切り捨てになるのではないかと、懸念を持ちました。

もう一点、福祉施設等から就労した方のうち、視覚障害者がいるのか、いるとしたらどういう仕事に就かれたのか、教えていただきたいと思います。

○事務局

地域移行に関することですが、全国的に施設入所者は重度化・高齢化してい

る傾向があり、地域移行が進んでいない状況があります。前回の計画では、国の基本指針で地域移行者数を施設入所者の 12%以上とする目標を定めていましたが、今回は 9%以上と目標数値の見直しが行われました。

区におきましても、地域移行について課題とは認識しているのですが、数値としては現段階では目標を達成しておりません。地域の受け入れの体制の問題もあるのですが、ご家族や本人が、入所している施設での生活を希望されることもあります。引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えています。

○障害者施策推進課長

ご質問の 2 点目、視覚障害者の就労移行についてです。視覚障害者の方が、はり・きゅう等の資格を取得するための養成校があります。各年度 1～2 名は、養成校を利用して就労している状況がございます。また、学校卒業後、すぐに就労する方も多く、その他の就労移行支援事業所等を利用して視覚障害者が就労する方は、あまりないと考えております。

○副会長

ありがとうございました。

地域移行の目標に関しては、12%を 9%に下げるということになりました。目標数を下げることが、重度の人の切り捨てにならないか、危惧されるというご指摘だったと思いますので、重度の人の地域移行に力を入れる、という内容を、しっかり盛り込んでいくということだと思えます。

他にはいかがでしょうか。

○委員

地域移行に関して、目標値を立てることがあっても、区としての考え方等が見えない気がします。

施設見学をしますと、みんな高齢化しており、重度の方も多いのです。施設の方からは施設入所の体験をする人が 100 人来ても入所の申込みは 1 人、と言われました。親としては、最後は施設入所を希望する方が多いのですが、入所するまで、住み慣れた地域で生活したいという希望もあります。重度の障害者を、地域の中でどのように支えていくか、区としてどう対応していくか、ということが、これから自立支援協議会のなかで話し合われていくと思います。

○障害者施策推進課長

区では、アクションプランのなかで、重度障害者に対応できるグループホームについて、検討しております。既に民間で 1 つ立ち上げていただいておりますけれども、区といたしましても、公有地を活用したグループホームを検討しております。去年、実施した障害者の住まい方調査等に基づいて、地域移行、それから地域で長く住んでいただくために必要な施策について、引

き続き検討してまいります。

○委員

団体ヒアリングのなかに「精神障害者の支援に関する協議の場には、当事者や家族を必ず委員として加えていただきたい」という意見がありまして、このとおりでございます。質問としましては、自立支援協議会の4つの専門部会のうち、2つには精神障害者の関係者が入っておりますけれども、残りの2つについて当事者や家族が参加しているか、確認させていただきたいと思います。

もう1つ、精神障害者については、今までサービスの手が伸べられていない人が多数おります。現在、アウトリーチ等の手法によりまして、手が差し伸べられる体制にはなっており、今まで1桁台だった訪問件数が昨年度は243件になりました。しかし、支援員は2人だけで、まだ足りないと思うのです。

手帳保持者のほかにも、引きこもりの方々を含めると、1万人を超える精神障害のサービスを必要とする方がいる。その方々に対する福祉サービスをどうするかということ。

私は、よく言うのですが、精神障害者については、待機児童のように、できるだけ待機者がいない状態にもってくという方向に考えていただけないかと思うのです。具体的に言いますと、例えば現在2人いる地域精神保健相談員を、将来の計画ではさらに増やすとか、あるいは取扱件数をさらに広げる、そのようなご検討をしていただけるか、お伺いします。以上です。

○関保健相談所長

平成27年度から導入しました、アウトリーチ事業における地域精神保健相談員についてご説明します。2名を配置し、初年度の平成27年度は75名の方に129回の訪問をいたしました。その前年は精神科医による訪問、12件でしたので、大きく伸びました。また、平成28年度は119名の方に243回の訪問をしております。

昨年、このアウトリーチ事業が必要な方は、実際どれくらいいるのか調べるため、精神科への受診が長期中断している方、困難な状況を抱えている方等について保健相談所で調査をしました。昨年の段階で、275名が潜在的にはこの事業を必要としていると考えているところです。

今後、当面は2名の精神保健相談員と、6所の保健相談所の保健師が協力する体制の中で、このアウトリーチ事業をより強化して推進していきたいと考えているところです。

また、このアウトリーチ事業で支援した方が、その後、グループホームにつながったという方もいらっしゃいます。精神障害者一人ひとりに合った施設や社会資源に繋げていくためには、丁寧にマッチングをしていく必要があります。こうした丁寧な対応を通して、ご本人に合った福祉的な事業につな

げていく取組の充実は、今後も続けてまいります。

○事務局

先ほどのご質問について、事務局から補足いたします。専門部会のうち、2つは精神障害者の当事者・家族の方は入っていない状況です。

○委員

では、ぜひ入れる方向でご検討いただきたいと思います。

○委員

団体ヒアリングでは、各協議会や各部会に、精神障害者の皆さんが参加していかなければ駄目なのではないか、という意見を出しました。今まで、身体障害者までは何となく区の方も頑張っただけでこられたと思うんですが、最近、精神や知的という障害者の分野も含む形で区政が動き始めているわけですから、この際、ぜひそういう協議会や部会に精神障害者の皆さんにご参加いただき、実態を知りたいと僕たちも思います。ぜひ、今後の課題として入れていただくよう、考えていただきたいと思います。

○副会長

ありがとうございました。そういうことでよろしくお願いします。

ほかに、ご意見ありませんか。

○委員

団体ヒアリング、それから専門部会の中で、医療的ケア児に関することが掲載されております。今、国のほうでも児童発達支援のガイドラインがパブコメを受けて、固められつつあります。私も児童発達支援の国の委員会を傍聴させていただきました。国の委員会には当事者も入っているのですが、やはり広い視点で見えていかないと、本当の意味での地域への支援は下りてこないなということを実感いたしました。

ですので、医療的ケアが必要な児童への支援に係る一同が会するような協議会にさせていただいて、実効性のあるものを練馬区の協議会としていただきたいということを、強く望んでおります。

○副会長

ありがとうございました。医療的ケアを必要とする児童のための支援に関する協議会のことですね。

○障害者施策推進課長

当事者、それからご家族の声をしっかり聞き、協議をしていくことも含めまして、協議に参画いただく方について検討してまいりたいと考えております。

○副会長

よろしくお願いします。ほかにご意見ありますか。

○委員

現在、就労継続支援B型またはグループホームの利用者のなかにも、高齢化・重度化している人たちがいます。その方たちを、次にどこに繋げていくのか。B型から生活介護に移るのか、また年齢によって介護保険のサービスに移るのか。ケアマネジメント体制を強化する計画の中でも、ご本人、ご家族に納得いくような支援をしていただきたいと思います。専門部会の一つに高齢期の課題について検討する部会がございますので、そこでの協議を踏まえて、計画を進めていただきたいと思います。

○副会長

ありがとうございました。高齢化、それから介護保険への移行の課題などを明確にしてほしいということだと思います。

○障害者施策推進課長

今、お話のあったことについては障害者計画になりますので、まず第五期福祉計画についてきちんと今の総括をさせていただいて、障害者計画を次に改訂するとき、反映をできればと思っております。

また、国の動向から進みますと、30年4月から介護保険と障害の共生型サービスも創設される予定です。国の動向をしっかりと注視しながら、考えていきたいと考えております。

○副会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

グループホームについて、聴覚障害者に対応したグループホームを考えていただきたいという話をヒアリングでもさせていただきました。聴覚障害者専用のグループホームは、なかなか難しいだろうと思う。それは分かります。しかしながら、地域にあるグループホームに聴覚障害者が入れるような、例えば手話通訳の配置・・・というのは無理かもしれませんが、聴覚障害への対応の仕方があると思うのです。それを配備していただきたい。または、1か所でもいいですから、複数の聴覚障害者が入居できるホームがあれば、日常生活もお互い支え合える。そういう配慮も考えていただきたいと思います。以上です。

○障害者施策推進課長

障害特性に合わせたグループホームに関する課題であると思っております。アクションプランにも障害者計画にもグループホームの整備は盛り込んでおりますので、どのような方々が利用され、どのような支援が必要か、どういうグループホームが必要なのかということ踏まえて、検討してまいります。

また、昨年実施した障害者の住まい方調査においても、様々なご意見をいただいておりますので、調査結果も踏まえて検討していきたいと思っております。

○副会長

それでは障害福祉計画については、本日いただいたご意見を含めて最終的な意見書をまとめていきたいと思えます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。地域生活支援拠点の整備について、こちらも専門部会で意見交換をされていますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料5の説明

○副会長

ありがとうございました。

練馬区における地域生活支援の拠点整備、連携して緊急事態への対応を行うシステムをつくっていくこと等について、専門部会の意見、それから障害者団体のヒアリング、事業者アンケートの結果に基づいて、現段階での方向性の案を説明していただきました。

具体的には、相談については4つの障害者地域生活支援センターを中心に、緊急時の対応はショートステイのあるつつじ荘などを中心にして、さらにいろいろな社会資源が連携をしていくと。

想定される事態としては、介護する家族が高齢化する、認知症になる、亡くなる、病気になるなど、家族が介護できなくなるような状況が想定されています。

その他、例えば施設やグループホームからアパートに移行した単身生活をしている方が、具合が悪くなる、SOSを出す、というような時の対応も含んでおり、家族がいる人だけ、ということではないと思えます。

まず枠組みを考えて、具体的にどういう事態のときにはどういう社会資源がもっと必要か考えて、充実させていく必要があるかと思えます。そして今年度中にまとめるということになります。

ここでは、この連携の大きな枠組みと、いろいろな事態で必要になる地域の社会資源として、どういうものを整備・充実する必要があるか、ご意見をいただきたいと思えます。

○委員

基幹相談支援センターについて確認したいのですが、センターは困難事例に対応するとうたっているんですが、どうしてもみんながそこへ相談に行けばいいという考えがあるから、すごい人数が相談していると思えます。今後、ますます高齢化していく中では、支援の必要性も大きくなると思えます。「困難事例ってどういうこと？」って聞かれたときに、私はどう答えればいかなって思いました。

障害者や家族にとって、駆け込み寺のようなものができると良いという思いがあり、生活相談支援センターができました。できたら、こんどは計画相談の量が多過ぎるのではないかと思い、ほんとに大変だと思っています。

私も地域の相談員をしておりますが、相談員の活用ということは、今後やっぱり必要ではないかと思っています。そのような資源を活用し、センターの相談の量が多過ぎる問題を変えていき、誰もが相談しやすいセンターにしたいと思っています。以上です。

○副会長

ありがとうございました。相談支援に関わる方から何かご意見はありますか。

○委員

今、おっしゃられたように困難事例は先ず定義が難しいです。また、状況は常に変わります。年齢が上がれば色々な困難さも出てきますし、周りの家族の方も変化してくる。困難さは固定したものではないと思うので、皆さん誰もがいずれ様々な困難さを抱える可能性がある、ということは前提にしています。

私どもの業務が忙しいかどうかと言われると非常に答えにくいのですが、数で言いますと、登録されている障害者の方が 1,000 人を超えるぐらいの数です。年間の相談件数が大体 8,000 から 1 万件の間を推移しています。私たちがあまりにも全部を抱え込んでしまうと、本当に緊急の方や、本当に今すぐ相談が必要な人の支援依頼を受けられなくなってしまうので、私たちの仕事を少し整理して、切り離せるものは別のところに移しながら、必要な対応ができるようにしていく必要があるということは感じています。以上です。

○副会長

ありがとうございました。そうすると、ある程度、相談の振り分けがあるのですね。

○委員

今、民間の相談支援事業所が立ち上がってきている中では、「区立として担うべきもの」と「民間が担えるもの」を、区の担当と話し合いながら、少し交通整理をしていく時期にきていると思います。

ここ数年は、民間の相談支援事業所が立ち上がる過渡期にあったと思うのですが、数が比較的充実してきていますので、今後は役割分担等を検討する段階に来ていると思っています。

○委員

いわゆる高齢化対応ということで、精神障害者の場合、特に緊急度が増しております。65 歳になりますと、従来の障害系のサービスに介護保険サービスが必要になってくる。その場合に相談する場所がないのです。民間のケアマネ

ージャーの方でも、「精神については苦手です」とか「分かりません」という方が非常に多い。そういう意味で、「面的整備」とありますが、ぜひ介護保険制度との接点をもうちよっと丁寧に考えていただきたいのです。

さらに言いますと、練馬区社会福祉協議会の役割の中に権利擁護の仕事をぜひ入れていただきたい。と言いますのは、これから高齢になるほど、権利擁護の問題が非常に重要になります。ぜひ、面的だけでなく、深みを持った、立体的なイメージ図をつくっていただきたいと思います。

第1点がさっき申し上げた介護保険との接点、それから第2点が権利擁護との接点を考えていただきたいというのが、私の意見でございます。以上です。

○副会長

ありがとうございます。

○事務局

介護保険との接点につきましては、障害者総合支援法の改正に伴い、一定の障害の状態が続いている方については、介護保険サービス自己負担を償還払いする制度ができる予定です。ケアマネジャーが精神障害や知的障害の特性をご理解いただくための周知の方法等について、今後課題として取組みを進める必要があると考えております。包括支援センターや高齢の担当部署との連携を図り、検討していきたいと思っております。

○障害者施策推進課長

介護保険との連携については、ますます重要になっております。今後、介護保険事業所と障害福祉サービス事業所の連携を図り、相互で対応できるような方策も検討していきたいと思っております。

また、権利擁護についてのお話もありましたが、社会福祉協議会とは、まさに権利擁護に関するところも含めて連携していきたいと思っております。既存の資源を様々に組み合わせ、ネットワークを強化しながら、しっかりと支援をしていくようなイメージでございますので、その辺りはきちんと対応していきたいと考えております。

○委員

委員から、介護保険との連携というお話がありました。現在、地域生活・高齢期支援部会の委員の皆さまには介護保険の地域包括支援センターが行っております地域ケア会議へのご出席をお願いしているところです。そういうところで連携をしていきながら、高齢期に備えたいろんな議論ができればいいと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。どうぞ。

○委員

面的整備においては、コーディネート機能が非常に重要だろうと思います。どこが、誰が何をするかという役割をしっかりと分担できる、コーディネートする力が大切だろうと思います。

また、拠点に関しましては、体験の場の機能が想定されています。例えば高齢期まで自宅で暮らしていた人がグループホームを体験したり、若い人がグループホームを体験する機会が必要だろうと思います。しかし、体験をしても次に移るところがない、ということもあろうかと思っています。体験をして、実際に入所するところ、受皿としてグループホームを設置していただきたいと思います。

自宅から地域に移行する、と考えますと、体験だけでなく、地域移行への準備性を高める機能を持たせてもらえるとよいと思います。以上です。

○事務局

グループホームの体験については、環境の変化が苦手な方もいると思いますので、1回ずつ違う場所で体験するというよりは、体験したグループホームで、そこが良ければそのまま契約していただくようなイメージを考えているところでございます。

体験ができる場を1か所にすると、そのグループホームだけで、様々な障害の方に対応することになりますので、なかなか1か所では対応が難しいところがあります。そこは地域にある様々な障害に対応している事業所が、それぞれ担っていただくような形ができないか、模索しているところでございます。そのような対応ができるか、今後、事業所と協議が必要ですので、また検討の上、ご報告をさせていただければと考えてございます。

○障害者施策推進課長

来年の4月から新たに自立生活援助という制度ができます。グループホームや施設から出られた方が、安心して地域のアパート等で暮らせるよう支援する制度です。3年程度と期間はありますが、自立生活援助等も活用しながら、皆さんが地域での暮らしを継続できるよう、考えていきたいと思っております。

○副会長

ありがとうございました。

こういう障害の人は、こういうときにはどういう支援・連携が必要か、事例に沿った検討をこれから積み重ねていく必要があると思います。今回、一応枠組みとして、この案に基づいてこの協議会で協議を続けて、あとは事務局のほうで関係機関との調整をしていく予定です。引き続き協議を続けていきますので、よろしく願いいたします。

時間の関係で、もう1つ議題「障害者虐待への対応状況について」は、次

回の協議会で行いたいと思います。

以上で、自立支援協議会を終了します。ありがとうございました。

以上